

□服薬支援

- ・主治医から処方された薬についてのみ、服薬の支援を行います。
- ・服薬の有無に起因する事象については、学校は責任もてません。
- ・教職員による服薬の目視確認は、できません。
- ・大量服薬、服薬拒否など医師からの規定量が守られない場合は、寮生活の一時停止及び医療機関への通院等、学校の指示に従っていただきます。
- ・自己管理を目標としてください。服薬する薬の小分け等は、各家庭でお願いします。

□服薬支援の方法

次①～④のいずれかの支援をします。

- ①薬は本人が管理する。
職員は朝夕の点呼時(朝 7:30、夜 19:30)に口頭で服薬の促しをする。
- ②薬は学校(寮)が預かり保管する。
職員は朝夕の点呼時(朝 7:30、夜 19:30)に手渡しする。
- ③薬は学校(寮)が預かり保管する。
職員は(緊急な)必要時に手渡しする。
- ④その他(要相談)

服薬は、家庭での自己管理が目標であり、基本です。

入学後、服薬支援依頼書にもとづき、支援方法について確認させていただきます。服薬の状況については、三者面談等で随時確認して、自己管理ができるように、ご家庭と協力していきたいと考えています。よろしく申し上げます。

- 服薬支援を希望するご家庭は、別紙の「服薬支援依頼書」を提出してください。(毎年提出)
- 服薬の種類等については、支援の有無にかかわらず、別紙「生徒健康調査票」に記入して提出してください。(毎年提出)

黄柳野高等学校長 様

服薬支援依頼書

黄柳野高校の「服薬支援について」「服薬支援の方法」を理解しましたので、生徒保護者連名で下記の方法での服薬の支援を依頼します。

ご希望の支援方法のいずれかに○をつけてください。

希望	支援方法
	①薬は本人が管理するが、職員は朝夕の点呼時(朝 7:30、夜 19:30)に口頭で服薬の促しをする。
	②-1 薬は学校(寮)が預かり保管し、職員は朝夕の点呼時(朝 7:30、夜 19:30)に手渡しする。
	②-2 薬は学校(寮)が預かり保管し、職員は朝の点呼時(朝 7:30)に手渡しする。
	②-3 薬は学校(寮)が預かり保管し、職員は夕の点呼時(夜 19:30)に手渡しする。
	③薬は学校(寮)が預かり保管し、職員は(緊急な)必要時に手渡しする。
	④その他(要相談。ただし、ご希望に添えない場合もあります) ※具体的な支援方法をご記入ください。

年 月 日

生徒氏名 _____ (自署)

保護者氏名 _____ 印